

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

- (1) 名 称 長岡アークプラザ北  
所在地 長岡市古正寺町中割159-1 外  
設置者 アークランズ株式会社 他1者
- (2) 名 称 長岡アークプラザ南  
所在地 長岡市古正寺町中割56 外  
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (3) 名 称 アークプラザ柏崎  
所在地 柏崎市茨目1丁目字西田708番地1 外  
設置者 アークランズ株式会社
- (4) 名 称 新発田舟入ショッピングセンター  
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外  
設置者 アークランズ株式会社 他2者
- (5) 名 称 妻有ショッピングセンター南館  
所在地 十日町市高田町六丁目711番地2 外  
設置者 アークランズ株式会社 他4者
- (6) 名 称 ホームセンタームサシ十日町店  
所在地 十日町市高田町六丁目900番地2 外  
設置者 アークランズ株式会社
- (7) 名 称 ホームセンタームサシ村上店  
所在地 村上市大字仲間町386番地  
設置者 アークランズ株式会社
- (8) 名 称 アークプラザ上越東  
所在地 上越市下門前388番地  
設置者 アークランズ株式会社
- (9) 名 称 ホームセンタームサシ新井店  
所在地 上越市大字西田中字久ノ田11番1 外  
設置者 アークランズ株式会社

### 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1-(5)  
(変更前) 十日町市字上島丑712番地1 外  
(変更後) 十日町市高田町六丁目711番地2 外
  - 1-(6)  
(変更前) 十日町市丑900番地2 外  
(変更後) 十日町市高田町六丁目900番地2 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 1-(1)、(3)、(4)、(6)～(9)  
(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊  
(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦
  - 1-(2)  
(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊 他2者  
(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他2者
  - 1-(5)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊 他4者

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他4者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1-(1)

(変更前) 株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役社長 山本 善次 他2者

(変更後) 株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役社長 山本 太郎 他1者

1-(2)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊 他3者

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他2者

1-(4)、(6)、(9)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦

1-(5)

(変更前) 株式会社木村屋 十日町市寅甲98番地1 他4者

(変更後) 株式会社木村屋 十日町市駅前通り98番地1 他4者

1-(7)

(変更前) アークランドサカモト株式会社 代表取締役 坂本 雅俊

(変更後) アークランズ株式会社 代表取締役 坂本 晴彦 他1者

### 3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

令和3年11月15日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和5年5月25日 他

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和5年5月25日 他

### 4 変更の理由

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗の所在地に変更があったため

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

設置者の名称等に変更があったため

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者の名称等に変更があったため

### 5 届出年月日

1-(4)、(5)、(7)~(9)

令和5年8月18日

1-(1)、(6)

令和5年8月30日

1-(3)

令和5年9月4日

1-(2)

令和5年9月5日

### 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、店舗所在市町村の所管課でも閲覧ができます。)

### 7 縦覧期間

令和5年9月15日から令和6年1月15日まで

### 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp